

議会運営委員会 R 2 . 1 1 . 2 7 (金)

開 会 9 : 5 9
散 会 1 0 : 0 5

1 . 給与関係議案 (乙第 7 6 号議案、乙第 8 0 号議案) について

- (1) 議案に対する質疑について
発言通告書の提出期限 (1 1 月 2 6 日午後 5 時) までに質問の通告がなかったため、質疑はなしということが確認された。
- (2) 議案修正の有無について
各会派修正なしと報告された。
- (3) 討論の有無等について
各会派討論なしと報告された。

2 . 佐賀県議会議員の期末手当の改定について

- (1) 佐賀県議会議員の期末手当の改定について
理事会における申し合わせのとおり、資料 1 ~ 1 - 2 の条例案のとおりとすることが申し合わされた。
- (2) 議員報酬等の一部改正条例 (案) の取扱いについて
理事会における申し合わせのとおり、議案の提出者については、賛同する議員とし、上程時期は 1 1 月 3 0 日の本会議の給与関係議案の採決後、その際の提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、採決することが申し合わされた。

3 . 1 1 月 3 0 日 (月) の会議の順序について

事務局から、資料 2 のとおり説明された

4 . 追加議案について

政策部長から、資料 3 のとおり、「乙第 1 1 1 号議案「請負契約について」を一般質問 1 日目 (1 2 月 2 日) に追加提案し、議案書は 1 2 月 1 日に配付したい。」と発言された。

議長から、「議案が提出されれば、議案書は直ちに控室へ配付し、1 2 月 2 日の本会議に上程し、その際の提出者説明は省略する。」と発言があり、その旨確認された。

5 . 次回議会運営委員会の開催日時について

一般質問3日目（12月4日）の午後1時に開催することが申し合わされた。

6 . その他

7 . 執行部発言の有無

議第 号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和30年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第2条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

佐賀県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和2年11月 日提出

提出者 別紙

11月30日の会議の順序(案)

1 開 議

2 諸般の報告(人事委員会の意見)

3 質疑(給与関係議案)

4 委員会付託(給与関係議案)

5 討論及び採決(給与関係議案)

(採決のみ)

(1) 乙第76号、乙第80号

2件一括

6 議員提出議案(議第2号議案)上程、質疑、委員会付託、討論、採決

(1) 議第 2号 県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の

一部改正

1件

7 散 会

令和2年11月定例県議会 議案一覧

○12月2日追加提出分

予算外議案 1件

○条例外議案 1件

乙第111号議案 請負契約（佐賀県食肉センター新築冷却防熱設備工事）について